

○医科点数表第2章第10部手術通則5（歯科点数表第2章第9部手術通則4を含む。）及び
通則6に掲げる手術件数

・期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

区分	手術名等		件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	4
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	3
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	3
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	6
	イ	水頭症手術等	9
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	19
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	4
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡下手術		0
	腹腔鏡下手術		293
その他	ア	人工関節置換術	15
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	36
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
		経皮的冠動脈形成術	35
		急性心筋梗塞に対するもの	5
		不安定狭心症に対するもの	2
		その他のもの	28
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	3
		経皮的冠動脈ステント留置術	38
		急性心筋梗塞に対するもの	8
		不安定狭心症に対するもの	3
		その他のもの	27